

## 佐野市建設工事検査要綱

平成17年2月28日

訓 令 第 7 9 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、法令その他別に定めがあるもののほか、市が請負に付して執行する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。)についての検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査職員)

第2条 佐野市財務規則(平成17年佐野市規則第59号)第98条第1項に規定する検査職員(以下「検査職員」という。)の検査は、工事の適正な実現を図るとともに工事の実施内容の確認を行うため、この訓令に従い工事の検査を実施するものとする。

(検査の種類等)

第3条 工事における検査は、出来形部分検査、中間検査及び完成検査とする。

2 出来形部分検査は、工事の完成前において次に掲げる場合に出来形部分の工事内容及び出来形数量について、確認を行うものとし、第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、第3号に掲げる場合にあっては遅滞なく、第4号に掲げる場合にあっては当該工事完成届を受理した日から起算して14日以内にそれぞれ行うものとする。

(1) 天災その他不可抗力による損害が生じた場合であって、請負者から市長に対してその状況についての通知がなされたとき。

(2) 契約が解除されたとき。

(3) 部分払に係る出来形部分の検査について、請負者から市長に対し請求がなされたとき。

(4) 工事の完成前に工事目的物の引渡しを受けべきことを契約において指定した部分(以下「指定部分」という。)について、請負者から市長に対し指定部分に係る工事完成の通知が提出されたとき。

3 中間検査は、工事の完成前において事後に確認することが困難な場合その他特に必要があると認められる場合に行うものとする。

4 完成検査は、工事の完成に際し契約内容と工事内容との適合の有無を確認するものとし、請負者から提出される工事完成届を市長が受理した日から起算して14日

以内に行うものとする。

(部分払確認願)

第4条 工事担当課長は、出来形部分検査又は指定部分の引渡しに係る検査の必要があるときは、請負者に部分払確認願を提出させなければならない。

2 工事担当課長は、部分払確認願を受理したときは、直ちにその写しを契約検査課長に提出するものとする。

(工事完成届)

第5条 工事担当課長は、完成検査に係る工事完成届を受理したときは、直ちにその写しを契約検査課長に提出するものとする。

(検査日時等の通知等)

第6条 検査職員は、検査を実施しようとするときは、あらかじめ検査を行う日時、工事名及び工事場所その他の必要な事項を請負者に通知するものとし、併せて請負者又は現場代理人及び主任技術者の立会いを求めるものとする。

2 契約検査課長は、検査職員が検査を行うことを工事担当課長に通知するとともに当該工事に係る監督職員の立会いを求めるものとする。

(工事写真等の記録の提出請求)

第7条 検査職員は、検査を行うに当たり、必要があると認めるときは、請負者に対し工事写真等の工事記録の提出を求めることができる。

(検査の方法)

第8条 検査職員は、契約書、設計図書その他関係書類に基づき適正な契約内容の確保を目的として工事目的物の検査を行わなければならない。

2 検査職員は、検査のため必要があるときは、工事目的物を最小限度破壊し、又は分解して検査を行うことができる。

3 検査職員は、検査部分が地下又は水中に埋設しているなどの理由により、外部から検査することができない場合には、工事写真その他の工事記録によるほか、工事の施工に立ち会った監督職員から工事の施工状況を聴取することにより、その適否を判定するものとする。

(修補及び改造の措置)

第9条 検査職員は、完成検査又は指定部分の引渡しに係る検査の結果、工事目的物が契約内容に適合しないと認めるときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 不適合の程度が軽易なものであるときは、請負者に対して直ちに検査指示書(別記様式第1号)により期間を指定して修補又は改造を指示するとともに、工事担当課長に検査指示書の写しを提出するものとする。

(2) 不適合の程度が重大であるもの又は修補若しくは改造に係る期間が相当の日数を要するもの及び修補若しくは改造が困難であるものと認めるときは、その旨及び措置についての意見を、検査職員は、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項第2号の規定により、検査職員の報告を受けたときは、速やかにその対応策を決定し、請負者に通知するものとする。

(再検査)

第10条 第3条から前条までの規定は、前条の規定により、工事の修補又は改造を指示した場合において、当該修補又は改造が終了した旨、請負者から市長あてに通知があった場合の再検査について準用する。

(復命)

第11条 検査職員は、検査を完了したときは、工事(完成・中間・出来形部分)検査調書(別記様式第2号)により復命するものとする。

2 前項の場合において、出来形部分検査にあっては、工事出来高調書(別記様式第3号)を添えるものとする。

(請負者への通知)

第12条 市長は、前条第1項の規定による復命があったときは、直ちに当該検査の結果を請負者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、検査の技術的基準その他検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月28日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第10号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第11号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第9条関係)

検 査 指 示 書

年 月 日

様

佐野市長



次のとおり工事の修補改造を指示します。

工事名		検査年月日	
工事場所		工事担当課	
請負金額		契約工期	着手 完成
			年 月 日 年 月 日
検査職員		立会職員	請負者
指示事項	左記の措置		措置年月日
			確認印 監督職員
修補改造、完了年月日	年 月 日		
指示事項につき、上記のとおり措置したの で報告します。 年 月 日 担当課長 ⑩ 契約検査課長 様	指示事項につき、上記のとおり措置したの で報告します。 年 月 日 請負者 ⑩ 佐野市長 様		

別記様式第2号(第11条関係)

工事 ( 完 成  
中 間  
出来形部分 ) 検査調書

年 月 日

次の工事について、工事請負契約書、図書、仕様書その他関係図書に基づき検査を行った結果、これらのとおり完成したことを確認します。

検査職員氏名	①
担当課及び監督職員氏名	①
工 事 名	
工 事 場 所	佐野市
請 負 者	
請 負 代 金 額	
契約年月日 及び工期	契 約 年 月 日 着 手 年 月 日 完 成 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日 午 前 後 時 分
工 事 成 績	別紙評定書のとおり
備 考	

別記様式第3号(第11条関係)

工 事 出 来 高 調 書

請負金額 円

今回請求額 円

内 金 円 前払金支払済額

内 金 円 部分払

残 金 円

ただし、 年 月 日契約の佐野市 地内  
工事出来高額

内訳書	別紙のとおり
-----	--------

名 称	内 訳	金 額	摘 要
請 負 率	%	円	
出 来 高 額	(設計出来高) × (請負率) ×		
90%相当額	× 0.9		千円未満切捨て
前払金による 控 除 額	(出来高) (前払額) × _____ (請負額)		千円未満切上げ
今回支払限度額			
年 月 日			
監督職員職氏名			(印)
上記のとおり相違ないことを確認します。			
年 月 日			
佐野市長 様			(印)
検査職員職氏名			(印)

